

企業ねんきん

基金だより

No.4

2018.4

CONTENTS

- 2 平成 30 年度事業計画及び予算等のお知らせ
- 4 それ行け！ねんきん商事総務部
- 5 西日本電気工事企業年金基金の制度内容
- 6 給付水準／基金事務所移転のご案内

「滋賀県・菜の花と桜」

西日本電気工事企業年金基金

平成30年度 事業計画及び予算等のお知らせ

去る平成30年2月20日に開催された第4回代議員会において、平成30年度事業計画及び予算等について審議され、満場一致で可決承認されましたのでご報告します。

平成30年度予算等説明の概要

◎事業運営に関する事項

・事業運営の重点事項

- ① 年金資産運用の安全かつ効率化 ② 事業所への加入勧奨による基金規模拡大
- ③ 年金相談業務の充実 ④ 企業年金基金制度の啓蒙及び広報活動の推進

事業推進の広報活動の一環として、ホームページによる情報提供や基金広報誌「企業ねんきん基金だより」等の配付を行い、当企業年金基金制度の周知と加入促進を図ります。

また、より円滑な事業運営に向け、大阪府電気工事工業組合等との連携により、基金未加入事業所への説明会等を開催し、基金加入を積極的に募り、基金規模拡大に努めます。

◎年金経理等について

平成30年度未運用利回り(30.4.1～31.3.31)の着地予想を今後の市場動向等を勘案し+3.50%とし、年金経理の運用収益を算出しました。

一方、事業計画として加入勧奨による基金規模拡大、景気動向を勘案、平成30年度平均加入者数を3,038人、平均給与月額男子379,409円、女子253,957円、平均357,606円と策定、設立事業所は196件と見込んでいます。年金資産は、26.53億円を計上しています。

掛金等収入209百万円を計上し、運用利回り3.5%で着地すると見込み、運用収益90百万円と推計、当年度剰余金6百万円が発生する予算となっています。別途積立金は138百万円を計上しています。

◎業務経理について

事業計画書を基に、予算額を推計し策定しました。

・収入面は、平成30年度中の加入者数を勘案し、平均給与額等を推計し、事務費掛金収入を32,592千円と策定。

・支出面は、大阪府電気工事厚生年金基金(解散認可済)は、平成30年9月末をもって清算終了を予定していることから、平成30年4月～9月は大阪府電気工事厚生年金基金と西日本電気工事企業年金基金が併存し、「覚書」の共通経費は双方の基金の負担割合で予算計上しています。

平成30年10月～平成31年3月は、西日本電気工事企業年金基金のみの支出計上としていることに伴い、全体として平成29年度比増額の予算となっています。

当年度過剰剰余金1,422千円、繰越過剰剰余金26,838千円を計上しています。

事業運営にあたっては、経費節減に努めてまいります。

年金資産運用状況(平成30年3月末)

受託機関名	修正総合利回り	時価総額	機関別資産割合
りそな銀行	4.21%	2,276,631,665円	100%

当基金「運用の基本方針」に基づき年金資産運用を行い、平成30年3月末現在の資産構成割合は、国内債券62.2%、国内株式14.8%、外国債券6.1%、外国株式14.6%、短期資産2.3%でした。

年金経理

予定損益計算書

(自：平成30年4月1日 至：平成31年3月31日) (単位：百万円)

費用勘定		収益勘定	
科目	予算額	科目	予算額
給付費	173	掛金等収入	209
運用報酬等	9	運用収益	90
業務委託費等	23	当年度不足金	0
責任準備金増加額	88		
運用損失	0		
当年度剰余金	6		
計	299	計	299

予定貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産勘定		負債勘定	
科目	予算額	科目	予算額
流動資産	31	流動負債	0
(現金・預貯金)	13	支払備金	23
(未収掛金)	18	責任準備金	2,517
固定資産		別途積立金	138
(信託資産)	2,653	当年度剰余金	6
繰越不足金	0		
当年度不足金	0		
計	2,684	計	2,684

業務経理・業務会計

予定損益計算書

(自：平成30年4月1日 至：平成31年3月31日) (単位：千円)

費用勘定		収益勘定	
科目	予算額	科目	予算額
事務費	30,003	事務費掛金	32,592
代議員会費	429	受取利息及び配当収入	10
雑支出	748		
当年度剰余金	1,422		
計	32,602	計	32,602

予定貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

資産勘定		負債勘定	
科目	予算額	科目	予算額
流動資産	29,990	流動負債	1,730
		繰越剰余金	26,838
		当年度剰余金	1,422
計	29,990	計	29,990

用語解説

●年金経理損益計算書

費用勘定	
給付費	1年間に支給する年金と一時金の総額
運用報酬等	信託銀行など運用機関に支払う運用手数料
業務委託費	総幹事銀行に委託している年金給付費等の事務委託費
責任準備金増加額	将来の年金や一時金給付に備えて現時点で保有すべき積立計画上の必要額の増加額

収益勘定	
掛金等収入	1年間の標準掛金の納付総額
運用収益	信託銀行、生命保険会社、投資顧問会社で運用した収益部分

●年金経理貸借対照表

資産勘定	
流動資産	運用機関に預ける前に一時的に銀行に預けている掛金や未収掛金等
未収掛金	3月分掛金は4月末に事業所から基金に納付されるため年度末は未収になる、その額
固定資産	年金支払いのために運用機関で運用されている資産
信託資産	給付に当てるため信託銀行(当基金はりそな銀行)に預けている資産
繰越不足金	前年度までに発生した不足金の累計
当年度不足金	当年度のみに発生した不足金

負債勘定	
流動負債	未払運用報酬など当年度中に支払う義務が発生している額
支払備金	年度末までの期間にかかる給付のうち支払期日が翌年度4月以降になる額
責任準備金	将来の掛金収入として、将来の給付のために現時点で保有しておかなければならない積立金のことであり、「本来の積立目標」を表している
別途積立金	前事業年度の決算までに発生した剰余金または不足金を蓄積された結果、剰余となっている累積額
当年度剰余金	当年度のみに収益が費用を上回った場合に発生する剰余金

それ行け!

ねんきん商事 総務部

マンガ:
牧野タカシ

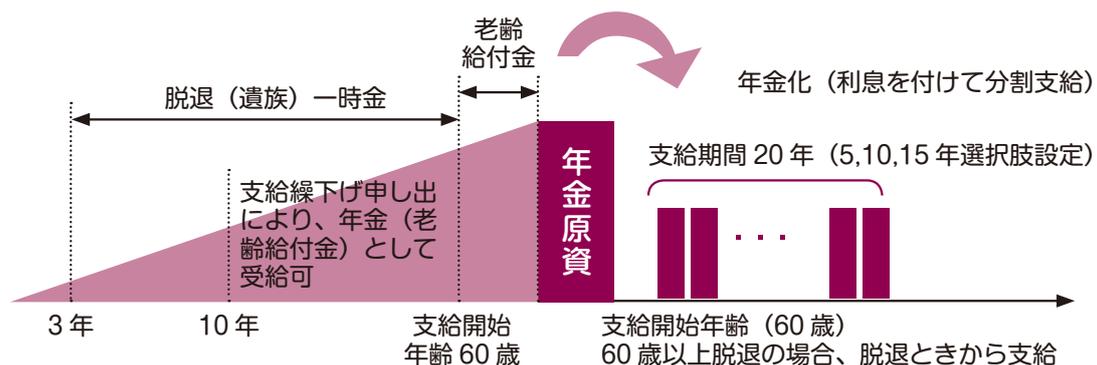


ボクらの将来には
企業年金が準備されている!



西日本電気工事企業年金基金の制度内容

根拠法	確定給付企業年金法（平成 13 年 6 月 15 日法律第 50 号）	
加入対象	希望事業所 厚生年金基金未加入でも厚生年金保険適用事業所は加入可	
加入者	対象	事業所に使用される厚生年金被保険者
	範囲	65 歳未満（一時金受給資格 3 年のため 62 歳を超えて新規加入できない（掛捨て防止）） なお、事業所単位で、労働条件が異なるなど合理的理由があれば、加入者に一定の資格を設けることは可能
加入者期間	加入後の期間通算	
給付の型	キャッシュバランス制度	
予定利率	2.0%	
キャッシュバランス制度	付与額	給与比例（標準報酬月額 の 1.6%）
	利息付与率	10 年国債応募者利回りの 1 年平均 但し、下限 1.5% 上限 3.5%
	繰下げ利率	同上
	年金給付利率	同上 但し、支給開始時に固定し、年金受給中は変動しない
	仮想個人勘定残高	付与額に利息付与率による利息を付けた元利合計額のこと 個人毎に帳簿上管理し、一時金の支給額となる
	一時金	加入期間 3 年以上で脱退又は死亡のとき、仮想個人勘定残高を支給
	年金	加入期間 10 年以上で脱退し年齢 60 歳に達したとき、60 歳から支給 加入期間 10 年以上の加入者が 60 歳以降に退職したとき、退職時から支給 加入期間 10 年以上の加入者が 65 歳に達したとき、65 歳から支給 支給期間は、5 年、10 年、15 年、20 年から選択可 一時金選択も可 支給期間中死亡⇒残額は遺族に一時金支給 年金額：仮想個人勘定残高の分割払い（年金給付利率による利息付与）
給付の制限	懲戒解雇の場合、給付制限可（事業主には戻せない）	
掛金負担	全額事業主負担 （ ）内は標準報酬月額が 30 万円の場合の掛金月額 標準掛金：標準報酬月額 の 1.6%（30 万円 × 1.6% = 4,800 円） 事務費掛金：標準報酬月額 の 0.25%（30 万円 × 0.25% = 750 円）	



（注）“老齢給付金”とは年金のこと（確定給付企業年金法における名称）

西日本電気工事企業年金基金の給付水準

(22歳加入)

(単位：千円)

年齢(歳)	加入期間(年)	付与額合計	仮想個人勘定残高(一時金給付額)	支給期間別の年金月額			
				支給期間20年	支給期間15年	支給期間10年	支給期間5年
27	5	288	297	—	—	—	—
32	10	576	616	4.5	5.8	8.4	16.2
42	20	1,152	1,332	8.4	10.8	15.6	30.2
52	30	1,728	2,162	11.7	15.1	21.9	42.2
60	38	2,189	2,921	14.1	18.1	26.2	50.6
65	43	2,477	3,444	16.6	21.4	30.9	59.6

- 利息付与率、繰下げ利率、年金給付利率が全期間にわたり **1.5%** となった場合の給付額のモデルです。(実際には利率は変動します。)
- 標準報酬月額を全期間にわたり **30万円** と仮定しております。(毎月の付与額 = 30万円 × 1.6% = 4,800円)
- 加入期間が10年以上あれば繰下げ申出により年金(老齢給付金)として受け取ることができます。
- 支給期間別の年金月額には以下の金額を記載しています。
 - ・ 60歳未満の場合は、繰下げ申出を行い60歳から受給する年金月額。
 - ・ 60歳以上の場合は、当該年齢から受け取る年金月額。

基金事務所移転のご案内

基金事務所を次のとおり移転いたしました。

【新所在地】〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目8番7号 電子会館304号室

【電話番号】06-6313-4931 (変更ありません) 【FAX】06-6313-3360 (変更ありません)

● 当・基・金・の・現・況 ●

(平成30年3月31日現在)

<p>設立事業所数</p>  <p>192社</p>	<p>加入者数</p>  <p>男子 2,487人 女子 519人 合計 3,006人</p>	<p>年金受給者数等</p>  <p>・年金 男子 1,126人 女子 223人 合計 1,349人 ・一時金 177人 (H29.4 ~ H30.3)</p>	<p>年金資産額(時価)</p>  <p>時価 2,277百万円</p>
---	--	--	---